

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に係る協力に関する覚書

芝山町（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災住民等を援助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり覚書を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）甲の区域外の災害について、関係自治体等から物資の調達若しくはあつせんを要請されたとき又は甲が支援の必要があると認めたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。ただし、要請時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により供給ができない場合、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、物資発注書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物

資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、当該運搬に係る費用は甲の負担とする。

(請求及び支払い)

第8条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成するとともに、納品書を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、別に協議する。

(情報提供)

第9条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた防災・災害情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

- 2 乙は、災害時において、災害情報等を得た場合、甲に対し情報を提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第10条 甲は、町民の生活の安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲及び乙は、この覚書の成立にかかる連絡責任者を覚書締結後速やかに連絡責任者届(別紙3)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第12条 甲は、乙が物資を供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように情報提供するものとする。

(効力)

第13条 この覚書の有効期限は平成27年11月16日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも覚書解除の申し出が

ないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この覚書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第15条 この覚書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年11月16日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992
芝山町
芝山町長 相川勝重

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪隆一